

後期高齢者医療の保険料が決まりました

平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の被保険者の方（75歳以上、または一定の障害がある方は65歳以上）に納めていただく、平成20年度から21年度までの鳥取県の後期高齢者医療保険料が決まりました。

○保険料の計算方法は、医療費等の推計をもとに決められます

後期高齢者医療保険料の額は、被保険者の方が必要とする医療費等の推計をもとに決められています。鳥取県の被保険者の方（他県の被保険者を除く）は、全区域、保険料率（均等割額と所得割額）が均一になります。また、保険料は被保険者一人ひとりに課せられ、原則、年金からの天引きとなります。

保険料額は、均等割額と所得割額の合計になります。1人当たりの平均保険料額は年額71,660円（低所得者世帯軽減後の1人当たりの平均保険料額は年額59,507円）、保険料の上限額は年額50万円となります。

保険料額の計算式

保険料 (年額)	=	均等割額	+	所得割額
		41,592円		被保険者の総所得金額から 33万円を差し引いた金額×7.75%

均等割額の算定及び軽減について

均等割額は、被保険者全員に定額で賦課されます。ただし、所得の低い方（被保険者及びその属する世帯の世帯主につき算定した総所得金額等の合算額が次の基準に該当する世帯に属する被保険者）については、均等割額から、当該被保険者均等割額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額が軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額等
7割軽減	基礎控除額（33万円）を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額（33万円）+24.5万円×当該世帯に属する被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額（33万円）+35万円×当該世帯に属する被保険者数を超えない世帯

※軽減を判定する総所得金額について、当分の間、公的年金等控除を受けた者については総所得金額等から15万円を控除する特例措置があります。

また、被用者保険（共済組合や健保組合など）の被扶養者だった方については、後期高齢者医療制度の資格を得た日の月から2年間、均等割額が5割軽減されます（所得割は賦課されません）。なお、平成20年度においては、特例措置がとられ平成20年4月から9月までの間の保険料は賦課されず（凍結）、10月から平成21年3月までの間の保険料は、9割軽減されます。

所得割額の計算について

所得割額は、被保険者本人の算定対象所得に、所得割率（100分の7.75）を掛けた額となります。算定対象所得とは、各所得金額の合計額から基礎控除33万円を引いた額となります。収入が年金のみの被保険者の場合、収入額が153万円以下の場合には、算定対象所得が0円となるため、所得割は賦課されません。

○保険料は原則として年金からの天引きとなります

- ①介護保険と同様に、年額18万円以上の年金受給者が対象となります。ただし、後期高齢者医療の保険料と介護保険料の合計が、年金受給額の2分の1を超える場合には、年金天引きされず、②の納め方になります。
- ②年額18万円未満の年金受給者や、①の対象とならない人は、給付書や口座振替等により、保険料を納めていただくことになります。

※おことわり

この広報は、国が示す資料などにに基づき説明していますので、今後変更されることもあります。

○住民説明会を開催します

後期高齢者医療制度の説明会を町内の4ヵ所で開催します。該当になられる方や世帯員の方は、ぜひご参加ください。また、あわせて特別医療費助成制度、町医療費助成制度等の説明も行う予定にしております。

- 開催場所・・・
- 1月22日（火）溝口公民館
 - 1月23日（水）農村環境改善センター
 - 1月24日（木）二部公民館
 - 1月25日（金）日光公民館
- 時間はいずれも午後7時30分から行います。

【問合せ先】鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0858-32-1095
伯耆町総合福祉課 健康増進室 ☎ 68-5536